



広告募集

町の新たな財源を確保し、地域経済の活性化を目的に町が発行する封筒及び広報紙に掲載する有料広告を募集します。

◇業務用封筒

「一般用封筒」は、湯浅町が町民の方に様々な連絡やお知らせをさせていただく時に使用する封筒で、年間約4万枚が使用されており、「窓口用封筒」は役場の窓口でお渡しした書類を入れるための封筒で年間約1万枚が使用されており、宣伝効果の高い広告です。

業務用封筒					
種別	広告サイズ（縦mm×横mm）	刷色	掲載枚数	封筒作成枚数	掲載料
一般共用封筒 （角形2号）	100×100	1色	4枚	10000枚	10,000円
一般共用封筒 （長型3号）	40×70			30000枚	15,000円
窓口用封筒 （角型6号）	60×60			10000枚	10,000円

（注1）掲載した封筒がなくなりしだい再度募集します

（注2）申込者の負担で原稿（町の指定する形式で保存したデータ）を作成してください

（注3）封筒の裏面で町が指定した位置です

◇広報ゆあさ

広報ゆあさは、毎月（1日発行）約5,100部を発行し、町内の公共施設など約20箇所配布するほか、町内の全世帯に配布されており、宣伝効果の高い広告です。

掲載広告の規格・位置・掲載料				
種別	規格 （縦×横mm）	掲載 枚数	刷色	掲載料金（税込）
1枚	50×85mm	12枚	1色	1ヶ月 5,000円
				3ヶ月 14,250円
				6ヶ月 27,000円
				9ヶ月 35,500円
				12ヶ月 45,000円

（注4）注2と同じ

（注5）連続掲載は最大で12ヶ月です

広告

広報ゆあさ広告 実物大

このスペースとなります。
《50×85mm》

※掲載できないもの

- ・町の公共性、中立性又は品位を損なうおそれがあるもの
 - ・法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ・政治活動に関するもの
 - ・宗教活動に関するもの
- などです。詳しくは湯浅町広告掲載要綱等（湯浅町HP等に掲載）をご確認ください。

掲載の決定

内容を審査し掲載の可否を通知します。

申込み（受付）

- ・業務用封筒掲載は5月11日（月）まで
 - ・広報ゆあさ掲載は希望月の発行日、60日前から30日前まで
- ◎申込書に広告見本等を添えて郵送またはまちづくり企画課までお申し込みください。

問合せ ☎64-1112
（まちづくり企画課）